

秘境船越半島巡りで自然美を堪能しよう

今年も「秘境船越半島巡り」が開催されます。大型観光船で山田の絶景ポイントを巡る2時間の船旅。山田の情緒あふれる自然美を堪能しませんか。皆さまお誘い合わせの上、どうぞご参加ください。

▷日時 10月15日(日) 午前9時～正午

※雨天決行とします。ただし、荒天により船の運航ができない場合は申し込みの代表者へ連絡します。運航中止の最終決定は当日の午前7時とします。

▷航路 午前9時半出港→オランダ島→明神崎→赤平金剛→大釜崎→午前11時半帰港

▷集合場所 山田漁港観光船乗り場

▷集合時間 午前9時(時間厳守)

▷参加費用 中学生以上1,000円 小学生以下500円

(乗船料、1ドリンク付き、小学生以下は保護者同伴のこと)

※4歳以下は無料です(ドリンクは付きません)。

▷定員 200人

▷申込方法 10月11日午後3時までに、電話かファクス、Eメールでお申し込みください。

※大型観光船での運航となりますが、多少の揺れが予想されますので、酔い止めの薬などご準備ください。

三陸山田海幸・山幸名物料理のアイデアを大募集



山田の魅力発信実行委員会では、「食」にこだわり、山田の名物となる料理の開発を目指します。つきましては、山田で手に入る海の幸、山の幸などの食材を使った料理のアイデアを募集しますので、どしどしご応募ください。

なお、今回のテーマは「一品料理」とし、応募いただいたアイデア料理から何点かを選び試食会を開催する予定です。

▷応募方法 役場1階町民ホール、山田町商工会に備え付けの記入用紙に必要事項を記入し、申し込んでください(できれば写真か絵を添えてください)。

▷応募期限 10月31日

◆申込先・問い合わせ 山田の魅力発信実行委員会(山田町商工会内 ☎82-2515 ファクス82-0677 Eメール isyamada@mac.ne.jp) へ。

◆表2 70歳以上の自己負担限度額(月額)

●9月30日まで

| 区分 | 外来+入院(世帯単位) | |
|---------|-------------|---|
| | 外来(個人ごと) | |
| 現役並み所得者 | 40,200円 | 72,300円+(361,500円を超えた医療費の1%) [40,200円] |
| 一般 | 12,000円 | 40,200円 |
| 低所得Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得Ⅰ | 8,000円 | 15,000円 |

●10月1日から

| 区分 | 外来+入院(世帯単位) | |
|---------|-------------|---|
| | 外来(個人ごと) | |
| 現役並み所得者 | 44,400円 | 80,100円+(267,000円を超えた医療費の1%) [44,400円] |
| 一般 | 据え置き | 44,400円 |
| 低所得Ⅱ | | 据え置き |
| 低所得Ⅰ | | 据え置き |

※〔 〕内は4回目以降の自己負担限度額です。

来分は据え置きとなりましたが、現役並み所得者や一般の入院を含めた世帯合算の自己負担限度額が引き上げられます。

◆自己負担割合も増い七十歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並み所得者は、自己負担の割合がこれまでの二割から、三割に引き上げられます。なお、一般の方は変わりません。また、七十歳以上の

人が療養病床に入院する際には、これまで食料費相当の二万四千元を負担していましたが、今回の改正により食費四万二千元、居住費一万円を負担していたことがなくなります。なお、町民税非課税世帯や高齢福祉年金受給者など、所得が低い方は負担額が軽減されます。

入るといって「国民皆保険制度」があるからです。

現在、高齢化などにより医療費が増加し、医療保険の財政が厳しい状況になっています。このまま医療費が増え続けられ、いずれは国民皆保険制度が成り立たなくなってしまう。少しでも医療費を節約するため、治療より病気を予防する一人一人が予防を心掛け、健康に気を配ることが必要です。

医療保険制度について詳しくは役場住民生活課国民健康保険担当(☎82-3111内線124)へお尋ねください。



10月から出産育児一時金の支給額が35万円に変わります(写真は10カ月児健診の様子)

国民健康保険と老人保健が10月から一部変わります

出産育児一時金35万円に増

自己負担限度額引き上げに

国の医療保険制度の改正により、十月から国民健康保険や老人保健で病院にかかるときの患者負担割合、高額療養費の負担限度額などが変わります。高齢化が進む中、毎年増加の一途をたどるわたしたちの医療費。今回の改正は、将来にわたって医療保険財政の安定化を確保していくことが目的です。今号では、制度の主な改正内容について紹介します。

出産一時金の支給額35万円に引き上げ

十月から、出産育児一時金の支給額が三十五万円に引き上げられます。これまで国民健康保険の被保険者が出産(妊娠四カ月を超えて死産や流産を含む)したときには、出産育児一時金として生まれた子供一人につき三十万円が支給されていましたが、今回の改正で三十五万円に変わります。

高額療養費の自己負担限度額が増

同じ人が同じ月内に、同一の

医療機関に支払った自己負担額が高額になった場合、申請をして認められると自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

今回の改正で、この医療機関に支払った窓口負担の一月分の限度額(自己負担限度額)が一部変わります。七十歳未満では、表1のとおり町民税非課税世帯は据え置きとなりましたが、上位所得者と一般の限度額が引き上げられました。

また、過去一年以内に同じ世帯で四回以上高額療養費の支給を受けたときの限度額も改定になり、上位所得者が八万三千四百円、一般が四万四千四百円にそれぞれ引き上げられています。

◆表1 70歳未満の自己負担限度額(月額)

●9月30日まで

| 所得位者 | 金額 |
|----------|--|
| 上位者 | 139,800円+(466,000円を超えた医療費の1%) [77,700円] |
| 一般 | 72,300円+(241,000円を超えた医療費の1%) [40,200円] |
| 町民税非課税世帯 | 35,400円(24,600円) |

※〔 〕内は4回目以降の自己負担限度額です。

●10月1日から

| 所得位者 | 金額 |
|----------|--|
| 上位者 | 150,000円+(500,000円を超えた医療費の1%) [83,400円] |
| 一般 | 80,100円+(267,000円を超えた医療費の1%) [44,400円] |
| 町民税非課税世帯 | 据え置き |

70歳以上の現役並み所得者は自己負担増

七十歳以上の人の自己負担限度額も、表2のとおり改定されます。低所得Ⅰ・Ⅱや一般の外